

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和7年10月21日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書について、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事及び岩手県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 青森県八戸市及び三戸郡階上町、岩手県九戸郡軽米町及び洋野町
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 約45,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成27年 8月21日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成27年 11月 6日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成27年 11月13日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 7年 4月 3日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7年 6月19日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	令和 7年 9月 3日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 7年 9月17日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7年 10月21日

問合せ先： 電力安全課 小西、中村
電話03-3501-1742（直通）

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社（仮称）ノソウケ峠風力発電
事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺では、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向等を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 昆虫類の重要種が多く確認されている高茎草地に適切な調査地点を設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 渡り鳥の調査について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査地点を設定すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺では、カグヤコウモリ、ヒナコウモリ等の多くのコウモリ類の生息が確認されていることから、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査地点を設定する等、適切に予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、オオタカ、ハチクマ、クマタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、チゴハヤブサ及びハヤブサ等の猛きん類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の移動経路にもなっていることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 景観の調査について、夜間における景観への影響についても検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。